

令和8年3月6日

非常勤講師、嘱託講師 各位
本学出入業者 各位

総務部人事労務課長
多久和 徹

令和8年度 車両入構証Dの交付申請手続きについて（通知）

西川津地区構内車両交通規程第5条第3項に基づき、令和8年4月から令和9年3月までにおける車両入構証D（非常勤講師、嘱託講師及び本学出入業者用）の交付申請手続きを下記のとおり行いますので、車両入構証Dを必要とする者は、手続きを行ってください。

受付後、人事労務課により、車両入構証交付申請書等の記載事項と証明書等を照合の上、入構証を交付します。

記

1. 交付申請条件等

【車両入構証D】

交付申請対象：非常勤講師又は嘱託講師で自動車により川津団地に入構する者
営業又は工事のため自動車により川津団地に入構する者

提出書類：①車両入構証交付申請書、②運転免許証の写し、③自動車検査証の写し

有効期限：令和9年3月31日（当該年度）

交付申請者は、以下URLから車両入構証交付申請書を入手してください。なお、構内における接触事故等により交付を受けた者に緊急連絡をとる場合があるため、以下を必ず記載してください。それ以外の目的で使用しません。

非常勤講師及び嘱託講師：①本人の携帯電話番号

本学出入業者：①本人の携帯電話番号、②会社の電話番号

https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/ems/ems_act/ems_matsue/ems_matsue05.html

2. 申請書等受付期間及び受付場所

受付期間：令和8年3月6日から令和9年3月31日まで

受付時間：9:00～17:00

受付場所：守衛室

3. 車両入構証の交付開始及び交付場所

車両入構証の交付開始：

非常勤講師及び嘱託講師 都度、人事労務課において照合後、交付。

本学出入業者 都度、守衛室において照合後、交付。

交付時間：9:00～17:00

交付場所：守衛室

4. その他

- ・提出された申請書等のデータは、島根大学の責任により管理・破棄する。
- ・マイナ免許証のみの保有する者は、提出書類である運転免許証の写しに代わり、マイナポータルにおける運転免許情報の写しとする。
- ・西川津地区構内車両交通規程第18条に基づき、遵守事項に違反する者又は守衛の指示に従わない者に対して、車両入構証の没収又は氏名の掲示等を講じる場合がある。
- ・車両入構証Dは、構内の駐車を確保するものではない。総合理工学部3号館周辺等の所定の駐車場に空きがあれば、車両入構証Eに代えて、駐車できるもの。
- ・車両入構証Dでは、進入禁止区域への進入はできない。進入が必要となる都度、守衛室において、車両進入証又は進入禁止区域進入証の交付手続きが必要となる。
- ・川津団地における駐車場の利用者負担を検討しており、年度途中から車両入構証Dの廃止や駐車料金の設定等、D証に関する変更が生じる場合がある。

（問合せ先）

総務部 人事労務課 安全衛生担当

Mail：fpd-mkanmane@office.shimane-u.ac.jp

問い合わせはメールでお願いします。